

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止の届出

○知事指定薬物の失効

○保安林の指定の解除の予定

公 告

○財政状況の公表

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定

○開発行為に関する工事の完了(三件)

公安委員会

○警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則

告 示

○宮城県告示第六百七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十九年六月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号

事業所の名称及び所在地

廃止する指定障害福祉サービスの種類

設置者名

廃止年月日

○四一二二〇〇三一

単独型短期入所事業
所あいのほな
柴田郡大河原町大谷
一字戸ノ内前二十一番

短期入所

特定非営利活
動法人あいの
ほな

平成二十九年
七月十五日

○宮城県告示第六百八号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十七年条例第六十九号。以下「条例」という。)第十四条第一項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十九年六月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 失効する知事指定薬物の名称

1 化学名 ニー(メチルアミノ)ーニフェニルシクロヘキサニールオン及びその塩類(通称名…Deschloroketamine又はDXE又はDCK)

2 化学名 ー(四クロロフェニル)ーニメチルプロパンニールアミン及びその塩類(通称名…4-ICMA又はPICMA)

3 化学名 ー(四シアノブチル)ーニフェニルプロパンニールーニールーニールーニールイグズルーニールカルボキサミド及びその塩類(通称名…CUMYL-4CNIBINACA)

二 失効の理由

当該知事指定薬物が、条例第二条第六号に掲げる薬物に指定されるに至ったため

三 指定の効力が失われる日

平成二十九年七月一日

○宮城県告示第六百九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十九年六月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

仙台市宮城野区蒲生字町八七の二二(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅
〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

○財政状況の公表に関する条例（昭和三十三年宮城県条例第二十三号）第二条第一項の規定により、県の財政状況を別冊のとおり公表する。

平成二十九年六月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十九年六月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 沿岸部観光復興情報等発信業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 経済商工観光部観光課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十九年四月二十一日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社第一広告社 仙台市青葉区一番町三丁目七番一号

五 契約金額 九千九百九十五万四千円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号該当

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年六月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
名取市田高字神明十番、十番三の一部、十番四、十番五、十番六の一部、十番七、十番九、十番十

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
名取市手倉田字堰根二百七十七番地

株式会社 今慶農産

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可があつたものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年六月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
牡鹿郡女川町尾浦字尾浦四十二番四、四十二番六、四十九番一の一部、五十番一の一部、五十番三の一部、五十番五、五十二番三、五十三番五、百二十二番一、百二十二番二の一部、百二十四番一、百二十四番四の一部、百二十四番五、百二十五番三の一部、百三十六番一の一部、百三十八番一、百三十八番二の一部、百三十八番三、百三十九番一の一部、百三十九番五の一部、百三十九番六、百四十一番一の一部、百四十二番一の一部、百四十三番三の一部、百四十七番一の一部、百四十七番三の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
女川町

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可があつたものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年六月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
牡鹿郡女川町高白浜字崎山九番一の一部、九番二の一部、十九番一の一部、二十番二の一部、二十番三の一部、二十三番一の一部、二十四番一の一部、二十六番一の一部、三十二番一の一部、五十三番一の一部、五十四番一の一部、五十五番一の一部、五十六番、五十七番一の一部、五十八番一の一部、

